

令和3年度第1回青森県男女共同参画審議会

日 時 令和3年7月5日（月）

14:00～15:45

場 所 アピオあおもり 大研修室1

【出席委員】大矢委員、山下委員、清水委員、葛西委員、小笠原裕委員、大澤委員、佐々木委員、辺田委員、三上委員、小笠原尚子委員、久保田委員、千田委員、蒔苗委員、林委員

【欠席委員】松木委員

【議事次第】

1 開会

2 挨拶

3 議 事

(1) 「第4次あおもり男女共同参画プラン21」の進捗状況について

(2) 次期あおもり男女共同参画プラン事務局素案について

(3) 次期あおもり男女共同参画プラン関連事業一覧（案）について

(4) 次期プラン事務局素案に対する意見等

(5) その他

4 閉会

【配布資料】

資料1 第4次あおもり男女共同参画プラン21の進捗状況

資料2 次期あおもり男女共同参画プラン事務局素案

資料3 次期あおもり男女共同参画プラン関連事業一覧（案）

資料4 次期あおもり男女共同参画プランの策定スケジュール（案）

資料5 男女共同参画に関する審議会委員からの意見

資料6 次期プラン事務局素案に対する委員からの意見等について

(司会)

それでは定刻となりましたので、ただ今から令和3年度 第1回 青森県男女共同参画審議会を開催いたします。

はじめに環境生活部長の佐々木からご挨拶を申し上げます。

(佐々木部長)

皆さんこんにちは。改めまして、生活環境部長の佐々木でございます。本日はよろしくお願いいいたします。

では開会にあたりまして一言ご挨拶を述べさせていただきます。

本日は皆様お忙しい中ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。また日頃から男女共同参画をはじめ県政全般にご理解とご協力をいただきまして、ありがとうございます。心から感謝申し上げます。

さて県では、現在「第4次あおもり男女共同参画プラン21」に基づきまして、関係団体の皆様、企業様、そして民間の方々、各部局、関係機関さまざま連携させていただきながら、取組を進めております。現在のプランが今年度末で期間満了ということになりますので、今年度プランの改定の作業ということで、審議会の方をいつもよりちょっと頻回に開催させていただくこととしております。今年度中に新しいプランを取りまとめたということで、審議会の委員の皆様からご意見を頂戴するということをお願いしております。

前回、3月に開催いたしました審議会では、現在のプランの進捗状況ですとか、次期プランの骨格構成案についてご意見をいただきました。構成案についてはご了解をいただいたところでございます。

本日は、それ以降、委員の皆様から頂戴いたしましたご意見、そして昨今の社会情勢や新型コロナウイルス感染症の影響、こういったことを踏まえまして、事務局の方で次期プランの事務局素案ということでお示しさせていただきました。本日はこれを説明させていただきました。皆様からご意見を頂戴したいと考えております。

皆様には、それぞれのお立場からまた忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げます。限られた時間ではございますが、どうぞよろしくお願いいいたします。

(司会)

本日の会議の成立についてご報告申し上げます。

当審査会の開催にあたっては、青森県附属機関に関する条例第6条第3項の規定により、委員の半数以上の出席が必要とされておりますが、本日は委員15名中14名の方にご出席いただいております。出席者が半数以上となっておりますので、会議が成立していることをご報告申し上げます。

ここで前委員の異動等に伴い、今年度から新たに委員としてご就任いただいている方をご紹介します。

青森県立鶴田高等学校長の久保田千夏委員です。

特定非営利活動法人あおもり男女共同参画をすすめる会理事の林均委員です。

それでは議事に入ります。ここから先の議事進行は青森県附属機関に関する条例により、会長が議長を務めることになっております。

大矢会長、よろしくお願いたします。

(大矢会長)

ありがとうございます。皆様、改めましてこんにちは。短い時間で限られたなかで結構大きな話題を取り上げますので、できるだけ皆様のご意見をコンパクトに、でもできるだけ伺えるようにしたいと思いますので、ご協力をよろしくお願いたします。ありがとうございます。

それでは次第に沿って議事を進めていきたいと思っております。

まず(1)ですけれども、「第4次あおもり男女共同参画プラン21」の進捗状況につきまして、事務局からご説明をお願いたします。

(事務局)

青少年・男女共同参画課の男女共同参画グループマネージャーを務めております八木と申します。よろしくお願いたします。それでは着席してご説明させていただきます。

皆様のお手元資料1をご覧ください。

資料1、「第4次あおもり男女共同参画プラン21」の進捗状況というタイトルが付いております。全部で3枚ものの資料になってございます。1枚目が成果目標という指標のようなものでございます。これが10個並んでいるペーパーとなっております。こちらでもって進捗状況というのを毎年把握しているところでございます。

2枚目、3枚目は参考データということで、こちらについては毎年毎年把握しきれないものを書いておりますので、あくまでも参考データというような位置づけで把握しているものということになります。ですので、まず1枚目の方をメインでご覧いただくということになります。

一番右端に進捗状況という欄を設けております。×○―を付けております。表の下のところはその凡例が書いております。○が達成済みもの、×が残念ながら達成できなかったもの、―については引き続き数値確認中のものということになります。全部で10個の項目の内4つが目標達成済みということになっております。残念ながら今現在でもう既に達成できないということが判明したものが1番目、県審議会等委員に占める女性の割合、それから8番目、消防団員に占める女性の割合、この辺りが今もう既に×ということになっております。

本プラン、今年度までが計画期間ということになっておりますので、まだ残りあと9ヶ月でございます。このなかで取組を進めていき、最終的にこれらの数値を確認していくということになります。ざっと見た感じ、その他―のところもどちらかという若干厳しめな数字

なのかなというふうに考えております。

1つご説明を加えますと、6番目、男女共同参画センター講座参加者数というのがございます。こちらの右から2つ目の列の現状値のところに※2というふうに書いておりますけれども、この数字が随分と小さい数字になっておりますが、こちらコロナの影響でほとんどの講座が開けなかったということもございまして、表の下の方に参考値として令和元年度のもを掲載しております。こちらをご覧くださいと女性の参加者数などはほぼ目標値どおりということが見て取れるかと思えます。

以上が10個の主な指標についての、現在計画期間中ではありますけれども、現在の進捗状況ということになります。

2枚目、3枚目の参考データの方はのちほどざっとご覧いただければと思います。それぞれにちょっと上がっているもの、ちょっと下がっているものというのもございますけれども、概ね、あまり変わっていない中でのちょっとの上昇、ちょっとの下降というところかとは思えます。

大きく目立ったところを1つ申し上げますと、例えば左端、重点目標の4と書いてありますところ。次世代認定マーク取得企業数とか、一般事業主行動計画策定企業数、この辺りは青森労働局様ともいっしょに進めさせていただいているところでございます。民間の企業の皆様にも大変ご協力いただいているところではあります。順調に伸びているところでもありますし、来年4月からまた義務化の幅が広がるというようなところもありまして、この辺りについてはまたさらなる伸びが期待できるところかなというふうに思いますので、数ある中でも大きく動いているところということで、参考までにご紹介させていただきます。

以上、資料1のご説明とさせていただきます。

(大矢会長)

ありがとうございます。

今、説明いただいた内容につきまして、皆様から何か質問などありますでしょうか。ご意見でも結構ですが、もしなければ、このあと本丸が控えておりますのでそこをやって、最終的に最後にまたお話を伺う機会もあるかと思えますので、先に進めさせていただきますがよろしいですか。

では議題の2のところです。次期あおもり男女共同参画プランの事務局素案について、それから(3)も合わせて次期あおもり男女共同参画プラン関連事業一覧(案)につて、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

引き続きまして、私、八木からご説明させていただきます。

お手元の資料、資料2、A3の大きいものでございます。資料2、それから資料3はA3

縦のものでございますけれども。まずは資料2の方をお手元にご用意いただきたいと思っております。

資料2、次期あおり男女共同参画プラン事務局素案ということでご用意させていただきました。左に現行プラン、そして右側に次期プランの改正案を書いております。1枚目、2枚目が目次となっております。ザっと見ていただきますと、1章・2章・3章というこの構成は現行プランから変えておりません。そのままでございます。

今日ご説明するのは主に第2章のところ、これが今、議長がおっしゃったところの本丸でございますので、こちらにお時間を割かせていただきたいと思っております。1章・3章のところは簡単にご説明させていただきたいと思っております。

それでは1枚目、2枚目の目次は飛ばして3枚目をお願いいたします。ここからページ1というふうに右下の方にページがふつてあるかと思っております。こちらが第1章でございます。「計画の策定に当たって」というところでございます。

主な変更点アンダーラインを引いているところではございますけれども、主な変更点の中からさらにポイントを絞ってご説明させていただきます。このページは時点修正ということで、第4次のプランのことを追加した他に、下から2つ目の段落でございますけれども、コロナについて書かせていただきました。新型コロナ、これによって従来からの課題であった女性の就労環境、それから家事・育児時間の偏りの顕在化、健康に対する影響とか暴力とか、こういったことをさまざま出てきたなというようなところを現状認識として書かせていただいております。こういったところが1ページの主なところということになります。

そして2ページ目、次のページにいきますと、ここでタイトルが2となっております、「青森県の男女共同参画をとりまく状況」ということで、ここから何ページかに渡りまして現状分析的なことを書かせていただいております。

まずこの2ページ(1)人口減少・少子高齢化の進行。これは最新のデータを用いて現行プランから書き換えておりますけれども、ほぼ大体中身全部人口減少「人が少なくなったな」なんていうことを書いております。最後の2行だけ、現行プランにはなかったのですけれども、高齢化というところも踏まえた表現ということで、人生100年時代というようなことも書き加えさせていただいております。その他は特になしということで。

次の3ページ目にいきます。ここはちょっと見にくくなってしまいました。大変申し訳ございませんけれども、実は順番を入れ替えるということを考えておりまして、3ページ現行プランの方(2)女性の働き方と書いておりますけど。改正案の方(3)女性の働き方と書いております。次の4ページ、政策・方針決定過程の女性の参画、こちらと順番を入れ替えようというふうに思っておりました。

1つには、3ページの方の女性の働き方。働きとか労働とかに関係するものは、(4)(5)(6)の方と似たような流れになるかなということもありまして、そちらにまとめたいたいののが1つと、それから政策・方針決定過程の女性の参画というのが、実は先ほどの指標でも1つ、実は指標が落ちている項目でもございまして、非常に危機感を持っている大事な分

野かなということもあり、(2)ということで前の方にもってこようというふうにしたということで、順番を入れ替えるという案にしているところでございます。

資料の順番にご説明します。まず3ページ(3)ということにはなりますけれども、女性の働き方。いわゆるM字カーブということについて記載しております。これは現行プランでも書いておりましたけれども、出産・育児期にかけて仕事をしている方の割合が減っちゃうというM字カーブ、これは青森県については全国に比べると若干M字カーブが緩やかになっていると。これは一応事実としてそのようなことを書いています。ただその背景はとなるとまたいろいろご意見とかはあるかとは思いますが、単純に手放しで喜べるのかどうかというところも含めていろいろあるかと思いますが、青森県らしさの1つの特徴としてM字カーブが全国に比べて緩やかにはなっているということを記載させていただいております。

それから現行プランにないものとして、下の方にもう1つグラフを追加しております。こちらは正規・非正規の割合について書いたものでございます。正規労働者の割合が男性の方が多くて、女性の方が正規労働者の割合が少ないところを棒グラフにして書いたものでございます。正規・非正規の問題というのもよく言われているところかと思しますので、ここで書かせていただいております。

続いて4ページをお願いいたします。「政策・方針決定過程への女性の参画」ということでございます。グラフ、随分趣が変わったかと思えます。経年変化で比較できるグラフの方がいいのかなというふうに思ひまして、いろんな分野でございましてけれども、平成28年からの経年変化でもって減ってきているとか、ほぼ横ばいであるとか、そういったそれぞれの傾向が見て取れるのではないかなというふうに思っております。

続きまして5ページでございまして(4)「固定的性別役割分担意識」というところでございます。こちらは意識調査の結果を踏まえまして新しい数字に置き換えました。「妻は家庭、夫は外」という昔からのこの考え方、これが今回の調査でははじめて「それは間違いだ。反対だ」という方が5割を超えたということになっております。これもまた評価はいろいろございましてかと思えます。傾向として、こういう反対な方が5割を超えたということで増えてはきていると。これが現状としてそれで十分かどうかというのはまた別な話かなとは思いますが、傾向としては増えてきているということをご報告させていただきます。

(5)「家庭における夫婦の役割分担」。こちらにも新しい数字は置いておりますけれども、夫及び妻の家事・育児関連の時間を比較しますと、夫が約6分の1ということで非常に少なくなっていたことを書いております。そしてここでは書いておりませんが、これが今コロナの影響により一層その偏りが顕在化してきているということも課題として言われているところでございます。

6ページ、(6)「ワーク・ライフ・バランス」でございまして。こちらにも新しい数字に置き換えただけでございまして、文章のところはほぼ変わっていないかと思っております。左が理想、右

が現実というなかで、理想は上から4つ目の仕事も家庭も優先というところが一番左に飛び出ております。一番皆さんこういう理想を持っているのですけれども、現実を見れば一番上の仕事を優先というところにならざるを得なくなっているというのが、右側に飛びぬけたグラフということで見て取れるかと思えます。

続きまして7ページでございますけれども、こちらは今回、新たに追加させていただきました。左側の現行プランのところは真っ白になっておりますけれども。暴力に関する現状を書かせていただいております。前段と後段と2つ書いておりますけれども、前段の方が性暴力。こちらはグラフのところにも書いていますけれども、あおもり性暴力被害者支援センター、こちらで受け付けている事案数をグラフとして書いておりますが、このセンターというのが平成29年に新設されたものでございまして、ということもあり今回のこのプランから載せさせていただいたというところがございます。

併せて暴力関係ということで、下の半分の方にはDV関係のことも記載させていただいております。

次の8ページ、「男女の地位の平等感」というところがございます。こちらは意識調査の新たな数字に置き換えたものとなっておりますが、依然として多くの場面で男性の方が優位というふうに認識する方が多い。地位の平等化という意味では、平等というよりは男性の方が優位と思う方がいろんな場面で多いということになっております。

ここで現行プランとの大きい違いでございますけれども、現行プラン左下の方、省略しておりますけれども、現行プランでは全国の同じようなグラフも載せておりました。結構なスペースを取っていたのですけれども、傾向としてはほとんど青森県と全国は変わりません。微妙な違いとかというのはあるのですけれども、あまり変わらないかなということで、敢えてスペースを取ってまでということは不要かなと思ひまして、今回は全国の方のグラフを削除しております。

続きまして9ページ、(9)(10)(11)と、この3項目を新たに追加させていただきました。最新の動きの1つということで現状分析に入れさせていただいております。

(9)がコロナ関係ですね。雇用・就労面では女性の所得に大きな影響がある。生活面では暴力の増加、家事・育児の負担増加、心身の健康への影響などということが懸念されると、懸念されることがいっぱいここに書いておりますけれども。最後の2行のところは逆に新しい働き方ということで、在宅の働き方というのは男性の家事・育児への参画が期待できると。そうなっていると言えるのかどうかというのは別なのでしょうけれど期待できるのはいかというふうな状況の変化ということで書かせていただいております。

「(10)デジタル社会への対応」。デジタル化ということも随分今言われておりますけれども、もう少しでデジタル庁ができるかと思ひますけれども。デジタル化については、家事や労働が補助・代替されるというふうな意味で変わってきた、変化が起きてきた。その他、デジタル化に対応した人材育成というようなことも書かせていただいております。こちらの方で女性が公正に評価されればなということに記載してということで書かせていただい

ております。

「(11) 頻発する災害」ということをございます。災害の場面となりますと、女性や子どもなどがより大きな影響を受けやすいということで、その災害が起きる前からの平常時からそういったことを踏まえて、男女共同参画の視点をもって対応していくことが必要だというようなことを書かせていただいております。

以上、まとめて(12)としております。最初の3行くらいのところは同じですけれども、後段のところ男女共同参画・女性活躍というのは、あらゆる分野において、本当に幅広いと思います。あらゆる分野においてその視点というのが必要であり、県民の皆様をはじめさまざまな主体が連携・協働していくということが重要だということをもとめて書かせていただいております。

以上が県を取り巻く状況ということで分析したものでございます。ここに時間をかけるはずではなかったのに時間かかってしまいましたけれども。

10ページからが第2章、いよいよ本丸の方になってきます。第2章、具体の中味に入る前に、最初一番基本的考え方ということで4ページぐらいかかっております。

(1)の「男女共同参画社会」の実現」という項目のところは、現行プランでも憲法とか男女共同参画基本法というようなことを書いておりますけれども、今回、改正案では新たにSDGsについて4行ぐらいい書かせていただいております。ここ追加した部分ということになります。

「(2) 基本理念等」。ここは現行プランと変えておりません。10ページのところが男女共同参画推進条例、県の条例に基づく5つの理念というのを並べておまして、11ページにいきますとまん中くらいから女性活躍推進法に基づく3つの基本原則ということを書かせていただいて、この辺りは現行プランそのままでございます。12ページにいきますと(3)として、めざすべき社会像ということでございます。ここは本プランが寄って立つところでありますところの県の基本計画「選ばれる青森への挑戦」というのが新しくなりましたので、その記載に置き換えてというところがございますが。

これを受けてまん中のところでございます、大目標を設定するということで、この大目標が変わっております。その大目標、今日、皆様にはじめてご提示するものということになります。これまで「男女が わかち合い ささえ合う 青森県」としておりましたが、今回の大目標「すべての人が個人として尊重され、自らの意思と選択に基づいて、自分らしく生きられる、活力ある青森県」。やや長めかとは思いますが、20年、この男女共同参画計画を作り、条例を作り取り組んできました。20年経っておりますけれども、今初心にかえりまして、20年取り組んできてまだ変わらないところも依然としてあるわけですので、どういったところが課題なのかなと、いろいろ自分の方としても考えましたというところでございまして。

実はこの表現が県の条例の前文のところに書かれている表現、これを参考にしてほぼそのまま使っているようなものでございますけれども。初心に立ち返ってということで、条例

制定当時の思いを新たにしているというように、こういった大目標に変えさせていただいたというところがございます。

続きまして「(4) 3つの基本目標」を掲げているところは、基本目標そのものの表現とかは後ほどご説明しますが、一部変わっているところはございますが、3つの柱でもって作っているというところは13ページにかけての記載、あまり大きく変えているところではございません。例えば災害関係が基本目標ⅢからⅡに移ったというようなところもございますけれど、この辺りの大きな括りについては、前回の審議会でも皆様にご説明したところではございます。

「(5) 性格・期間」のところは、新たな5年間の期間にしましたということになっております。

それでは14ページから、ここからやっとなら具体的な内容に入っていくということになります。改正点、先ほどもお話ししましたが、アンダーラインを引いておりますけれども、そのなかでも主なものに絞って簡潔にご説明したいと思います。

14ページをご覧ください。ここから体系が2ページに渡って書いておりますけれども、右下に凡例が入っております。先ほど言いましたとおり、左側に現行プラン、その右側に改正案となっておりますけれど、右端にもう1つ小さな欄を設けておまして、この欄には修正したものについてそれぞれ理由、コロナ関係であれば●とか、法律関係であれば◇とか、そういった凡例を付けておりますので、後ほどご覧いただくときにはこういったところも参考にしていただければと思います。

それでは16ページをお願いします。基本目標Ⅰ、こちらはタイトルをちょっと変えさせていただきました。「男女が共に」と書いていたところ、「性別に関わらず一人ひとりが活躍できる環境づくり」というふうに書かせていただいております。委員からのご意見のなかにあった1つを反映させてというふうなところがございます。

「男女が」というところを「性別に関わらず一人ひとりが」というような書きぶりに変えているというのは、似たようなところを、このプラン全体を通して全体的に可能な範囲でそういった書きぶりの修正をしております。1つ1つご説明はしませんが、後ほどそういったものがたくさん出てくるかと思っております。

まず「重点目標1 政策・方針決定過程への女性の参画拡大」となっております。こちらの現状と課題については、2つ目の○で現行プランでは女性活躍推進法ができたばかりということで、長々と書いておりましたが、ここはもう古い話ということで削除しております。それから下から5行目くらいのところでしょうか、各種審議会委員への女性の登用割合がなんでそんなに低いのだというようなところを、ちょっと要因を記載しております。専門性の高い分野において女性人財の不足などにより、今、達成できない状況が続いているというふうな一文節を入れております。

17ページへいきますと、今度は施策の方向でございます。施策の方向は語句の整理ぐらいいでして、大きく考え方を変えたところはございません。以上ですね。

続きまして18ページ。「重点目標2 女性の人財育成と能力開発」。こちらの現状と課題については、まず現行プランの一番右にあった○は2番目の方に下してきました。それから現状と課題の下から2つ目の○、これは新しく追加したところでございます。デジタル化ということで1つ項目を押して記載させていただいております。

以上の現状と課題を踏まえての施策の方向でございますが、変えたところは19ページ2-④に、先ほど付け加えましたというそのデジタル化のところを踏まえて、女性に対するデジタル知識や技能の向上のための取組推進というのを1行付け加えたところが変更点でございます。

20ページ。「重点目標3 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」のところでございます。現状と課題のところは随分といろいろ変わっております。例えば○2つ目のところは、近になって法改正等々というのがありました。働き方改革関連法とか女性活躍推進法の関係について記載をしております。

下3つの○が新しく加えたところになります。まず新型コロナウイルス関係、柔軟な働き方が広まってきたということで、女性活躍の場の拡大という可能性が広がってきていると、一方、家事への負担というのがさらにいっそう偏ってきていると。いい点・悪い点、それぞれありますねというようなことですね。

その次の○もまた新型コロナウイルス関係で書いております。気兼ねなく休暇を取得できる環境の整備というのが、今、最近、コロナの関係でそういうふうになっておりますので、期待できるのかなというようなことで一文書いているところでございます。

最後の○のところは育児・介護休業法が改正されたというのがつい先月の話でございますね。そちらを踏まえて環境が整備されていくというふうなことを期待していることを書いたものでございます。

以上を踏まえた施策の方向が21ページの方に書かれております。大きく変えたところは2番ですね。現行プランでは「男性の意識を改革する」と書いていましたけれども、意識改革すべきは男性だけでもないだろうというようなことで、ちょっと長い表現にはなっておりますが、2番のところのタイトルも書き替えております。

そして29年度に新たに設置された協議会がございまして、あおもり女性活躍推進協議会。今日、ご参加の委員の方で、こちらの方の委員も兼ねていらっしゃる委員の方もたくさんいらっしゃるかと思うのですけれども。女性活躍推進協議会と連携してこの取組を進めていきますということを明記しております。

具体的取組として②③を追加しておりました。②が育児・介護休業法の改正を踏まえた、右端に「改正を見込んで」と書いてありますけれども、改正になりましたので、ここちょっと修正漏れでございます。先月改正されておりますので、それを踏まえて②を追加しています。「③ あおもりイクボス宣言企業登録の推進」ということで、こちらも県の方でも今、力を入れて、民間の企業の皆様にご協力いただいているところでございます。こちらにも一文追加させていただいたと。その他、語句の修正ということになります。

22ページ、「重点目標4 雇用等における男女共同参画の推進」ということをごさいます。現状と課題ですが、1つ目の○のところ、女性活躍推進法関係は大きくもう削除してしまいました。それから2つ目の○のところ、大きく書き換えているのは、女性活躍推進法の改正の関係でございませぬ、を踏まえて大きく中身を書き換えているところでございます。

それから下から2つ目の○、こちらはちょっと皆様のご議論もお願いしたいと思ってカッコ書きにしているところではございませぬけれども。新型コロナの関係で、1文書き足してみたものではありません。「新型コロナの感染拡大によって、柔軟な働き方広がった一方、女性が多くを占める非正規雇用労働者の解雇といった、大きな不安をもたらしています」と書いたのですけれども。全国的には間違いなく言えるかと思ひます。

ただ、青森県内で確たることと言ひませぬ、実はその明確な情報データというを実は集めきれなかつたところなのです。なので、青森県の現状と課題としてまで書いていいのかどうかというところは、ちょっと不安なところではありましたが、まずは案として、今入れたものを書かせていただひていると。そういう意味でカッコ書きを付けたものでございます。

以上を踏まえた施策の方向というのが23ページの方に書いておひます。1番目のところは、こちらもおもひ女性活躍推進協議会というのを追記したというところでございます。

それから1の④は女性活躍推進法改正によりまして、一般事業主行動計画策定の義務化の拡大が、次の4月から義務化が拡大されるということもありまして④を追加しておひます。

それから「⑤ 企業における人財定着の促進」ってあるのですけれども。これは今まで書いてなかつたのですけれども、前のページの現状と課題のところ、申し訳ございませぬ、1回戻りますけれども、22ページのところと3つ目の○のところにあります女性が働き続けられるような環境整備、働く意欲のある女性が働き続けられるようにということで、人財定着の促進というのを1行、今回、追加させていただいたというのが1-⑤ということになります。

23ページにまた戻りますけれども。「2 女性の活躍への理解促進」というところでも、おもひ女性活躍推進協議会を明記させていただきませぬ。その他、あとは語句の整理ということになるかと思ひます。

25ページでございます。「重点目標5 農林水産業・自営の商工業等における女性の経営参画」。こちらはほぼ語句の整理のみということございませぬ、現状と課題も大きな変更はございませぬし、26ページの施策の方向についても、ほぼ語句の整理だけで大きな変更はないところでございます。

27ページ。ここから今度は「基本目標2 安心して暮らせる社会づくり」に入ります。

1つ目が重点目標6。この重点目標6のタイトルなのですけれども、こちらは随分事務局でもいろいろ悩んで検討した結果、どう修正しようかと悩んだ結果、右端に書いてあります

通り、結局は国の計画。国でも男女共同参画基本計画を作っておりますけれども、その計画の分野の名称をそのまま参考にさせていただいて、こういったちょっと長いタイトルにはなりませんけれども、重点目標6のタイトルをこのように書き換えさせていただいたというところでございます。

現状と課題については、○の2つ目に、これも新型コロナの関係で1行追加いたしました。性別に基づく格差といった課題が一層顕著になっていきますというようなことを1文書かせていただいております。

それから現状と課題の一番後の方の○2つは、障害者であることや外国人であること云々というようなことを書いておりますし、一番後の○では性的マイノリティのことも1文書いております。

こういった現状と課題を踏まえての施策の方向でございます。まず1番のひとり親家庭、これは現行プランの方では母子家庭というような表現があったのですが、ここをひとり親家庭という表現に統一しております。

28ページの方に入りますと。現行プランでは性的マイノリティ、2の⑤ということで書いておったのですが、これを独立しまして3番として用意いたしております、というところが大きな変更ということになります。

続きまして29ページ、重点目標7でございます。タイトルのところ、「重点目標7」という5文字が抜けてしまっているかもしれませんね。見た目には左右のタイトルが随分違っているように見えるかもしれませんが、タイトル変えていません。ちょっと文字が抜けてしまっただけでした。

現状と課題でございますけれども。○5つ書いているうち、現行プランで3つ目に書いております循環型社会とかゴミの関係を最後の方にもってきました。位置を入れ替えているだけですね。ちょっと書きぶりは詳しく詳細な書きぶりになっているかと思っておりますけれども、位置の入れ替えというところが大きな変更になります。

それを踏まえた施策の方向ということでは、1番がタイトルは地域で行われる様々な活動という表現に、現状と課題に合わせて直したというところと。

次の30ページに入りますと、「2 市町村における取組の促進」という項目がございます。現行プランでは①として基本計画の策定を促すというようなことを書いているのですが、基本計画、これは一通り全部市町村で作ってしまいましたので、ここを削除したというところが変更点ということになります。

31ページ、「重点目標8 女性に対するあらゆる暴力の根絶」というところでございます。現状と課題、○の1つ目でございます。現行プランでは文章として続けてSNSなどということを書いていたのですが、これを独立させて下の方にもってきました。SNSに関する事項を下の方にもってきたという点。

それから○の3つ目のところ。これもまたカッコ書きで書いております。新型コロナの感染拡大にともない、暴力の増加や深刻化が懸念されています。懸念だからいいのかなという

ところもあるのですけれども、これについても確かなデータを持っているわけではないというところがございます。なので、懸念という表現に留めているところではあります。

その下がSNSで、その下が職場におけるハラスメントを1つ独立した項目として現状として書かせていただいております。

最後の○のところも表現をちょっと変えておりますけれども、「関係機関と連携して」「年齢や性別に関わらず」というような表現を加えたものにしております。こういった現状と課題を踏まえての施策の方向が32ページということになります。

32ページ、施策の方向をちょっと変えております。現行プランでは「3 ストーカー事案への対策」というのが1つ独立した項目としてあったのですが、これを「1 女性に対する暴力根絶」というところに、たくさん並んでいるうちの1つとしてストーカー事案というのも含めたというようなかたちになっております。

さらにその1の⑤としてインターネット関連の文章も1つ追加しております。

その下の2、DVでございますけれども、こちら委員からの意見もありまして、DVを受けた本人だけではなく同伴した子どもへの保護・支援というのも大切ではないかというようなことがございまして、そういった文言を文章の中に入れたのと、②として項目としても1つ起こしたというものでございます。

ちなみに現行プランであった「① DVを許さない社会づくり」というのは、上の方の1の「①女性に対する暴力を容認しない社会づくり」と重複しているということで、こちらは上の方で読めるだろうということで削除したというものでございます。

それから新しい項目として、「3 性暴力・性犯罪被害者支援の強化」というものを含めております。1番で、そもそもそういう暴力などというものは起きないようにということで、根絶に取り組むというふうにしておりますけれども、残念ながら、そういった事案が生じてしまった場合の被害者支援に力を入れていきたいと思いますということで、先ほど申しましたとおり平成29年にあおもり性暴力被害者支援センターというのができたということもございまして、被害者支援の強化というのを1つの項目としてこちらに3番として掲げさせていただいたというところがございます。

続きまして33ページ、「重点目標9 生涯を通じた男女の健康支援」というところがございます。2つ目の○に新しく項目を追加しております。新型コロナ、これもまたコロナ関係でございますけれども、「経済的困窮のなかで女性の健康問題が可視化され、大きな問題となっています」という表現にしておりますけれども、右に書いてありますとおり、いわゆる生理の貧困というものが最近話題になっているところございまして、それをイメージして書いたものでございます。

それから○の4つ目でございます。肥満者・喫煙者等々について書いておりますけれども、こちら男女共にというふう書き替えております。脚注として19というふうに付けておりますけれども、下の方で見ますと男女共に全国と比較して高くなっているというような状況がございます。それからまた4つ目の○の最後の行の方に自殺率も全国的に見ても高

いというようなところも現状分析として書かせていただいております。

こういった現状と課題を踏まえて、34ページの施策の方向ということになります。こちら、順番をいろいろ入れ替えておりました。現行プランの3番になります、知識の普及教育というのを1番にもってきました。一番上にもってきまして、現行プランの1と2がそれぞれ2と3にズレて降りてきているという感じにはなるのですけれども。その改正案の2番は女性特有の健康問題というような表現の仕方をしております。そして現行プランでは男性の健康問題と書いていたところなのですが、これちょっと男性に限らないだろうということで、改正案の3番では生涯を通じた男女の健康支援、皆、気を付けるべきだよねということで、肥満・喫煙・飲酒・メンタルなどということを書かせていただいております。

続きまして35ページ、重点目標10ということになります。これが基本目標ⅢからⅡへ順番を入れ替えて前の方にもってきたものでございます。ですので、左側現行プランでは重点目標12となっておりましたけれど、今回、重点目標10ということで順番的には上がってきました。

さらに表現としても防災の次に復興という言葉も入れました。

現状と課題のところでございます。○の4番目のところにコロナを追加しております。感染症対策を踏まえた避難所運営というような取組も必須であるというようなことを書かせていただいております。

それからその次の○のところについては、地域防災計画というのが県の方でも策定しているものがございまして、そちら地域防災計画と表現の整合性を取るということで、若干文言を追加しているところでございます。

こういった現状と課題を踏まえての施策の方向というのが36ページということになります。順番をちょっと入れ替えておまして、現行プランの3と4を逆にしております。上から順番に時系列になっているかなと思います。1番が平常時、2番が災害が起きたとき災害時、3番はその災害からの復旧・復興と、4番としてそれら全てを通して男女共同参画センターの役割を明確化するというようなつくりになっております。

続きまして37ページ、ここから今度は「基本目標Ⅲ 男女共同参画社会の基盤づくり」ということでございます。

「重点目標11 男女共同参画の視点に立った慣行の見直し、意識の改革」、こちらのタイトルはそのままでございます。

1番上の○で、まず問題意識として、さまざまな取組が進められていますけれど、依然として社会全体が変わるまでには至っていないというようなことを1行付け加えさせていただきました。根強く固定的性別役割分担意識というのが残っているなということを書いております。

それから○3つ目のところに、追加でこちらにも新型コロナウイルスのことを1行加えております。

それから現状と課題は次のページにまで続いておまして、38ページにいきますと、選

択的夫婦別姓ということで書かせていただいております。こちらについては、今、大きな世の中の動きとして記しておくべきかなと思ひまして、事務局案として1項目付けさせていただきます。中身としては国の動向を注視していくというような表現に留めてはおります。

これらの現状と課題を踏まえた施策の方向ということでございますが。語句の整理だけで大きな変更はございませんけれども、最後の4番のところ、SDGsに関するところをちょっと手厚く書かせていただいております。

39ページ、それが最後になります、「重点目標12 教育、メディアを通じた理解の促進」。こちらについては現状と課題は語句の修正、整理のみということになりますし、それを踏まえた施策の方向としても特に大きな変更はございません。

本当の中身のコアの部分はここまでで大体一通りなのですけれども、あと最後ちょっと何枚か残っております。41ページから「第3章 計画の総合的な推進」というところがございます、こちらは関係機関との役割分担でありますとか計画の進行管理というようなことを書いているのですけれども。

変えたところは42ページの(5)に女性活躍推進協議会ということ、連携していくということをつけ加えさせていただいたというだけでございまして、あと44ページに至るまであまり大きな変化はないということになっております。

45ページは「成果目標」、先ほどもご説明した成果目標でございますけれども、こちらについては今、国の計画を参考にしながら今現在検討中でございます。その次の47ページ・48ページの参考データの方も含めて、現在検討中でございます。成果目標については毎年把握できる数字でなければ進捗状況を把握できないということもございまして、出来上がったこのプランの中身に沿ったものにしたというのもございまして、ある程度このプランの素案が、概ね方向性が決まったなというところを見越したうえで目標を作っていくというふうな思っておりますので、現在検討中とさせていただきます。

あと資料3についてはご説明をいたしません。資料3というのは関連事業、県が行っている事業を一覧として取りまとめたものでございますけれども、これはあくまでも今、作ったプランの素案の柱立てに沿って、今、令和3年度の事業を並べたらこうなるというものでございます。

資料3の上から2行目のところに※してラインを引いていましたけれども、令和3年度のもを記載しています。この計画の柱立てというのが令和4年度からの計画ということになりますので、本来であれば令和4年の事業をまず載せるのがまず1回目ということになるのですけれども、皆様の検討の参考にしてもらえればと思ひまして、現在実施している令和3年度の事業を並べたらこのようになるという意味で参考資料として作ったものでございます。

以上で資料2・3の説明をさせていただきました。

(大矢会長)

ありがとうございます。大容量でだいぶお疲れだと思っております。

すいません、関連すると思いますので、「(4)の次期プラン事務局素案への意見等」につきましても、併せてご説明いただけますでしょうか。

(事務局)

資料5というのがございます、縦長の資料で6枚ものがございますけれども、こちらは前回の3月の審議会の時に時間が足りなくなってしまうまして、事務局もあまり熱が入って説明をし過ぎたので時間を足りなくしてしまいました。その後、4月に書面とか電話とかで皆様からお寄せいただいたご意見ということになります。

今回の事務局素案を作成するに当たって、こちらの意見を参考にして様々修正を加えたということになりますので、こちらは参考までにといいことで皆様にご覧いただければと思います。

これとは別に資料6、横長の資料になりますけれども、こちらは今回、今日の資料を事前に委員の皆様にお送りしましたところ、委員の皆様から素案に対するいけんを様々いただきました。それをこちらの資料6としてまとめておりますし、こちらについて審議会の委員の皆様にはご議論をいただきたいと思うのですけれども、現時点での事務局の対応案ということで右側の方に書かせていただいております。

簡単にご説明をしていきますけれども、資料6の1ページ目。左側に整理番号を上から順番に通して付けております。

整理番号①、こちらは資料2と併せて見ていただければと思います。資料2の該当ページは1ページとなっています。3枚目ということになりますでしょうか。下線部分の下から4行目、コロナのところの記載です。「困難が深刻化しないような配慮」が求められるという記載、「配慮」にとどまらず「対応」や「対策」も必要ではないかというご意見がありました。

こちら、「配慮」という言葉を「対応」という言葉に修正するというを事務局の対応案として考えているところでございます。

という形で、今、お手元の資料2には反映されておられませんけれども、今のところの事務局の対応案をつらつらとお話していくこととなります。

整理番号②、該当ページ2ページの6行目。2段落目の人口減少に関して書いているところでございますけれども、人口移動統計調査は何年に発表された調査課、また発表年を記載した方がよいのではないかというご意見がございました。

ここの文言を修正することを今、考えております。ここに書いておられますとおり、「また、青森県人口移動統計調査において2020年の社会減数を5年前と比較すると、若者・女性の県外流出に歯止めがかかっていない状況にあります。」という表現に直そうかなと思っております。ちなみに、その青森県人口移動統計調査というのは毎月実施されているものでご

ざいまして、さらにこの記載というのは、皆様のお手元に配付しました青い冊子、青森県基本計画プロモーション編、こちらの5ページでございます。

5ページの左上に、課題1「若者・女性の県外流出」というタイトルで書かれております。進学や就職を契機とした若者・女性の県外流出に歯止めがかかっていない状況という分析がされております。実際、このグラフを見ますと、18歳・20歳・22歳のところでガクンと減っている。さらに男性が緑、女性がオレンジというふうに見ますと、女性の方が男性よりも外に出て行ってしまっているというデータがあるということでございます。こちらを踏まえた表現にしているということでございます。参考にさせていただければと思います。

続きまして資料6に戻ります。整理番号③、該当ページ3ページ。一番下のグラフですが、数字があったら記載をしたらいかがかということでございます。こちら、記載しません。漏れておりました。すいません。

それから同じく3ページ、「女性の働き方」と書いておりますけれども、このタイトル、「性別にみた働き方」などできないでしょうかというご意見がありました。こちらについて、女性の働き方というタイトル、ちょっと分かりにくいタイトルだったかなと思ひまして、女性の就業実態という言葉に修正するというのを、一つ、事務局の案として考えております。こちらの項目は就業をしているか、それとも離職しているのかとか、正規なのか非正規なのかと、そういった就業実態について記載している項目ということでございます。長時間労働といった時間の使い方については別な項目、ワーク・ライフ・バランスの項目で議論される話かなと思ひまして、こちら「女性の働き方」を「女性の就業実態」と直すというのが事務局案としております。

なお長時間労働のうち男性に限ったデータとか、本県の特徴的な案件については残念ながら把握できていないという状況でございます。

整理番号⑤、該当ページは4ページとなっております。各種折れ線グラフで書いていますところでございます。県だけではなくて市町村の議会とか市町村の審議会の女性比率というものも含められませんかというご意見でございます。こちら事務局案として、現状のままと考えております。こちらのページは県レベルでの政策決定過程の女性の参画状況を表す、数ある中でも選んで絞ってきたというものであるというのが一つと、市町村議会の女性比率とか市町村審議会の女性比率、こちらについては現行のプランにおいても参考データということで把握し公表しているところであり、今後も同様の対応は可能でありますということを書いております。目標とか参考データというのは、先ほどご説明しましたとおり検討中としておりますので、対応は可能ですという書き方をしておりますけれども、このあたりなどは事務局としては当然に把握していけばいいのかなと思ひてはおります。

続きまして整理番号⑥、「基本目標Ⅰ 性別にかかわらず云々」というところはいいいんだけれども、①から③にかけての表現が女性活躍の表現になっているように思われたというご意見でございました。こちらについて事務局案としては現状のままと考えております。本プランは男女共同参画基本法に基づく基本計画という位置づけもありますけれども、女

性活躍推進法に基づく推進計画という位置づけもございますので、女性の活躍推進の表現になっているというところはそのとおりなのかなと思っております。

整理番号⑦、12ページ、「基本目標Ⅱ ①女性等であること」というところ、「性別等を理由に」と直せませんかということですので。こちらについては修正したいと思っております。

整理番号⑧、13ページ、「基本目標Ⅱ ②女性に対する暴力」を「性別に基づく暴力」と修正できないかというご意見でございました。こちらについて事務局案としては、現状のままということを考えております。県民にも分かりやすい表現にすることが必要ではないかなという思いを理由として書いております。

なお、男性、それから性的マイノリティに対する暴力、これも課題であるということは認識をしております。ただ圧倒的多数かつ県民にも理解しやすいという意味で、身体的性差や固定的性別役割分担意識に基づく暴力やハラスメント、こちらを表現として使った方が、「女性に対する暴力」という表現を使った方が県民には分かりやすいのではないかというのが一つの事務局の意見として書かせていただいております。なお国の基本計画においても、当該項目は「女性に対する暴力」という表現を使っているところでございます。

整理番号⑨、22ページに飛びます。1つ目の○のところ、女性の転出。これは先ほどご覧いただいた青い冊子と同じこととございます。そのデータを参考にしているということとございますので、皆様も参考にいただければと思います。

整理番号⑩、27ページの現状と課題の中で、「貧困の状況は男女で違いがあり、男性よりも女性の貧困率が高く」と書かれているところを「貧困の状況は性別による違いがあり、例えば、男性よりも女性の貧困率が高く」というふうに修正できないかというご意見でございました。こちら、修正案を書いております。その右の欄に誤りがありました、現状と課題の2つ目と書いておりますけれども、3つ目の○をここに書かれてあるとおり修正したいというのが事務局案でございます。「貧困の状況は性別による違いがあり、男性よりも女性の貧困率が高く」という形で修正するというのを事務局案と書かせていただきました。

同じく、資料6としては3ページに移ります。整理番号⑪、資料2はそのまま27ページということになります。現状と課題の最後の○のところです。こちら、委員からの意見として、真ん中あたりに「審議会でのご議論、ご再考をお願いしたいと存じます」ということが書かれておりますが、まずは事務局としての対応案ということも書かせていただいております。

こちらは、ご意見としては「性的マイノリティであることを理由として云々」というところの書きぶりを変えてはいかかかというご意見でございました。ここについて、右の対応案でございますけれども、「性的マイノリティであることを理由として困難な状況に置かれる場合があることについては、人権の観点から理解の促進や取組が必要です」ということで、今の素案では「理解の促進」だけが書かれておりましたけれども、「取組」という言葉も入れるというのが事務局の対応案となっております。

整理番号⑫、該当ページは28ページということになります。いただいたご意見は施策の方向2の①から④まで並んでいるところの最後の⑤として、「性的マイノリティの人が安心して暮らせる環境の整備」というのを追加できないでしょうか」というご意見でございました。事務局の案としては、現状のままとしますというものでございます。理由として、今行った意識調査では、LGBTという言葉や意味を知っている回答は5割程度で、非常に認識が低い状態であります。まずはその理解の促進を重点的に取り組むというのが早急に必要なことであり、一番大切なところではないかなという意見が事務局の対応案となっております。

それから整理番号⑬、30ページでございます。施策の方向2の①、男女共同参画基本計画、現行プランの方では基本計画の策定で新規のがあったのを、全部策定してしまったので削りますと先ほどご説明をしました。こちらについて、策定済みなのはそのとおりだとしても、その策定と同じくらいそれを実施していくのが重要ではないかということで、1行追加できないかというお話でございました。こちらについて事務局の対応案は現状のままという案でございます。改正案のところをご覧くださいますと、2の市町村における取組の促進のタイトルの下、文章で書かれているところに「基本計画に基づき、地域での男女共同参画の取組を促進します」ということで、文章でもってそこはまず大前提として書いてあるということで、現状のままというのが事務局の案ということになっております。

続きまして整理番号⑭、該当ページは31ページから32ページ、「女性に対する暴力」というのを「性別に基づく暴力」とできないでしょうかということ。これは先ほどございましたものと同じように、県民にも分かりやすい表現ということを考えて「女性に対する暴力」という表現をこのまま使わせていただきたいというのを事務局の案としております。

整理番号⑮、32ページの施策の方向の1、女性に対する暴力根絶の取組の推進の1行目に「売買春」というのが入っていると。これは現行プランでは入っていないのに、なぜ追加したのかというご意見でございました。こちらについては削除をすることを考えております。というのは、その前のページの現状と課題のところでは、暴力として考えられる事例として並べたものの中には売買春というのも入っております。これは現行プランにおいても、それから改正案についても同じく入っているのですけれども、こちら、32ページの施策の方向では現行プランでは入っておりません。今回、敢えてプラスする、変更をしたいという意図までがあったわけではなく、前のページのをただ参考にして書いたところ入ってしまったところでございます。かと言って、これは否定をするものではないのですけれども、敢えて現行プランを大きく変えるという意味合いを持ってまでの強い意志を持って書いたものではないということで、削除するというのを事務局の対応案としたいと思っております。

それから整理番号⑯、33ページでございます。「生涯を通じた男女の健康支援」というところを「男女共同参画視点による生涯を通じた健康支援」に変更できませんでしょうかということでございます。こちらについては、まさに重点目標9のタイトルの話になります。

33 ページの一番上の行、「重点目標9 生涯を通じた男女の健康支援」、ここを事務局対応案として「生涯を通じた健康支援」ということで、「男女の」という3文字を取るというのを事務局の案としたいと考えております。

というのは、国の計画でも当該項目は「男女の」という文字は入っておりませんでした。「生涯を通じた健康支援」というタイトルでございましたので、国の表現を参考に「男女の」3文字を取るのを事務局の対応案としたいと思っております。

同じくこのページに関することで、整理番号⑰、飲酒、喫煙、肥満等は性的マイノリティの人たちにとっても問題になっているということで、表記についてご検討をいただけないかということでもございました。こちら事務局対応案としては国の計画を参考にしまして、34 ページの方になりますけれども、施策の方向の「3 生涯を通じた男女の健康支援」と書いておりましたけれども、ここの「男女の」という3文字を取るというのを事務局の案としたいと考えております。

「なお」書きのところで、現状と課題のところについては、性的マイノリティの健康課題についてのデータを把握しておりませんので、こちらの現状と課題の表現については「男女の」という表現、「男女ともに」と書いてあるのですけれども、ここの表現はそのまま既存の統計データを使っているためそのままの表記としたいと考えております。

続きまして整理番号⑱、該当ページは35 ページでございます。要配慮者として、外国人や性的マイノリティの人たちも明記してはいかかというご意見でございます。こちらについて、現状のままというのが事務局の対応案でございます。先ほどもご説明をしましてとおり、地域防災計画との整合性をとった表現にしているところでございます。その地域防災計画におきましては要配慮者というのが定義されておまして、高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者を言う」という定義になってございます。この「その他」というところには、外国人は含まれるのかなと解釈されるところでございましてけれども、地域防災計画において性的マイノリティについては要配慮者とはせずに、女性、男性、性的マイノリティと並べて、それらと同列で男女共同参画の視点を取り入れた対応という記載ぶりになっておりました。

ということで要配慮者の中に敢えて性的マイノリティを入れるという形にはしないというのを事務局の案としております。

整理番号⑲、資料では38 ページになります。選択的夫婦別性について、県は国の動向注視にとどまってよいのですかというご意見がございました。こちらについて事務局案としては現状のまま。県としては国の動向を注視していくということにしております。

整理番号⑳、該当ページは資料2の40 ページとなります。施策の方向2の④のところでございます、行政が作成する広報、刊行物における「性差別につながらない表現の推進」と書いてありますけれども、ここが性差別につながらない表現の推進に留まってよいのかと、もう少し踏み込んだ書きぶりはいかがかというご意見がございました。こちらについても事務局の案としては現状のままとしたいと思っております。「性差別につながらない表現」

という文言については、当然に固定的性別役割分担意識等を解消するということが含まれているのではないかなと考えているところでございます。

最後、整理番号㉔、資料2の順番としては戻る感じになりますけれども、32ページ、38ページ、フォントの修正というのは斜体になっているところでございます。これは事務局の修正ミスでございます。作業過程で斜体にしていました部分を、そのまま直さずに本日の資料にしてしまっておりました。特に深い意味はございませんので、それぞれ斜体になっていた部分は直させていただきます。

以上、今回いただいた意見に対する事務局の考え方でございました。

(大矢会長)

どうもありがとうございます。

なかなかボリュームがあつて大変だろうと思うのですが。私自身もこれを全部ちゃんと読み込んだかと言われると、首をかしげないといけないような状態でした。でも、今のご説明を伺って、皆様の中でも腑に落ちたところ、あるいは逆にまた疑問になったところ等々あると思うのですが。

何かご意見、ありますでしょうか。大澤委員、お願いします。

(大澤委員)

大澤でございます。最後に資料の6ということで、各委員からいただいた意見のご説明をいただき、非常に分かりやすくご説明をいただいたことについては感謝を申し上げたいなと思っております。

気になった部分が何点かありましたので、お話をさせていただきたいと思うのですが。3ページの真ん中の欄です。山下委員から出ておりました性的マイノリティの方の環境整備の追加に対し、県の回答が現状のまま。LGBTの調査の結果で、知っている回答が5割程度であったと。理解の促進を重点的に取組みたいと考えているというご回答であります。

周りの受け止め方というのはそれぞれなのかなと思っております。やっぱり5割というのは非常に全国的には低い、理解がまだまだ県内では低い状況ということ踏まえると、低いからこそ性的マイノリティの方を守る環境を県としても早期に対応しなければならないのではないかなと。じゃあ、どの程度になったらその項目に追加をするのかという考えが示されていない。6割なのか7割なのか8割なのか。それに向けての理解の促進というのは継続的にやる部分であって、この少数派の方を守る対策を県としても推し進めることが必要なのではないかなと受け止めさせていただいたところです。

引き続いて4ページ、一番下のところ、また山下委員の方から性的マイノリティのところのご検討ということに対し、青森県の地域防災計画と整合性をとった表記としますよと。ただ、県の地域防災計画を定めている部署と、こういう意見が上がってきて、我々としては明

記をしたいんだという変更を求める場面があったものなのか、一概にその計画の中味と整合性をとらないといけないので変更はできないという考えなのか。そこを再度お話いただければと思います。

2点だけ、すいませんがよろしくお願いいいたします。

(大矢会長)

お願いします。

(事務局)

それでは事務局からお答えいたします。

まず1点目のところでございます。3ページの、理解度が低いからこそ守るべきというお話でございました。

これは5割が何割になったから変えるという具体的なものがあるのかというお話もあったかと思います。そういうものはございませませんが、そもそもの認識として性的マイノリティの方々が何でそんなに今、苦しんでいるとすれば何で苦しんでいるのかというと、周りの方からの理解が得られていないということが最大の要因なのではないかなと。マイノリティの方が安心して暮らせる環境というのは、すなわち周りの方が理解してくれる、それがマイノリティの方にとって安心して暮らせる環境ということになるのではないのかなというのが一番大きな思いではあります。

また次の項目ともつながるのですけれども、性的マイノリティの方、確かに今、非常に理解が得られていないからこそ苦しんでいらっしゃると思うのですけれども。当事者の方からもお話は聞きましたが、皆様、特別扱いをしてもらいたいわけではないと。性的マイノリティであるから特別に何かをしてほしいというわけではなく、普通の暮らしがしたいだけなんだというお話もありました。

そういうこともありますので、特別の環境を敢えて頑張るという場面が全くないとは言いませんけれども、まずは普通に暮らせるように周りの方が理解してくれる環境、これを作っていくということ。

次の問題にも関係するとお話をしたのは防災計画の方でございませけれども。要配慮者というのは本当に弱い立場にあって、何かしらの具体的な積極的な施策を進めていかなければならない方、障害のある方であればバリアフリーにするとかになるわけですけれども。防災計画においては性的マイノリティの方をそこまで特別扱いをするということではなく、男性・女性・性的マイノリティと、3者横に並べて、これらの皆様に対して男女共同参画の視点から適切に対応していきますという書き方をしているところ、これは防災所管部局と私たちの方と事前にいろいろお話ししまして、そういった表現にしたということがございますので。地域防災計画が先にあって、そこに合わせなければならないというのではなく、事前にいろいろ話をした結果、そういった表現が適切ではないかということで落とす

ころをつけたというところがございます。

(大矢会長)

よろしいですか。

こうした理由というので、特別視をするのではなく、まず理解を求めていくんだということだと思っんですけれども。

この問題は非常に難しいところでもありますし、現在、ある意味でホットイシューなところでもありますので、気になることもおありかなと思うのですが。

山下先生、ご意見を出されておられましたけれども、全体的に何か、この修正ではなくて、もう少しこうした方がいいんじゃないかとかいうご意見がありましたらお願いをします。

(山下委員)

ありがとうございます。大量の意見に対しておまとめいただいて、ご回答もありがとうございます。ありがとうございました。

ご回答、対応案に、現状のままというものもいくつかあるのですが、基本的に私も大澤委員がおっしゃったことと同じことを申し上げたいと思います。ジェンダー平等も、人権も行政が取り組むというときは促進だけでは不十分で、人権の促進と保護と尊重がセットになると思っんです。取組を具体的にを行う制度を作ることで理解促進が一気に進むことがあります。理解の促進は永遠に取り組まなければならない事柄であって、次期プランでは、もう少し踏み込んでいただきたいというのが全体的な思いです。積極的にご検討をくださいと。修正をいただいたところもたくさんありますので、それは心から感謝を申し上げます。

大澤委員がおっしゃったことと重複をしてはいけないので、1つだけお願いを申し上げたいのは、重ねてですが、おまとめいただいた2ページの整理番号⑧の部分です。暴力に関する部分ですが、これは今一度、同じことの再検討をこの場でお願いしたいと思っんです。

女性に対する暴力について、暴力の被害者の8割・9割が女性であるということは事実で、大きな課題です。それは絶対に取り組まなければならないことです。同時に、ジェンダーに基づく暴力を、ずっと「女性に対する暴力」とだけ言い続けることは、その少数の中の少数の人たち、例えば、男性の性暴力の被害者、それから性的マイノリティの被害者の人たちを排除してしまうことにつながりかねません。女性に対する暴力はきちんと文言として残していただくとしても、もう少し広く捉えていただきたいと。

私は、この点について、国の計画は不十分だと思っんです。国の計画を参照していただきたい部分がありますが、同時に、国の計画を県としてそのまま取り入れればよいというわけではなくて、むしろ国の計画の不足のところを青森県で上回るような形で、積極的に策定をしていただきたいと思っんです。

すいません、長くなりました。ありがとうございます。

(大矢会長)

ありがとうございます。

いかがでしょうか。今すぐにお答えはなかなか難しいと思いますので、持ち帰って検討をいただいても構わないかと思うのですけれども。

(事務局)

ありがとうございます。そうですね、審議会の皆様のご意見をいろいろお伺いしたいと思いますので、他の委員の皆様からもご意見をいただきたいと思うところがございますし、こちらとしてもまた再度持ち帰って検討をしたいとは思っております。

ちなみに資料2の28ページでございます、マイノリティについての具体的な施策の方向を書いているところですが、性の多様なありかたに対する理解の促進ということで3番目の項目を作っておりますが、具体的な項目としては理解促進に限らず、実は③のところで直接マイノリティの方に対する対策というのも想定したものは入れておまして、相談体制等を充実していくということも一つ盛り込んでいるところではあります。

理解促進だけということではないということが、一応ありますということをお知らせしたいと思います。

以上です。

(山下委員)

ありがとうございます。

(大矢会長)

それでは、この話題ももちろんそうなのですが、様々それぞれご専門の皆様がお集りでして、資料5を拝見した時に、こんなにいろんな問題があるんだと改めてドキッとしたんですね。

ですので、職場での問題であれ、それから特別誰かに雇われているわけではない、いわゆる自営業の方の中でも様々な問題があるかと思っておりますので、そういった働くという面、あるいは普段の生活の面で、何かしらこういったことを考えた方がよいのではないかというご意見がありましたら、是非伺いたいと思います。いかがでしょうか。

三上委員、お願いします。

(三上委員)

資料2の22ページ、下から2つ目の○のところですが、先ほどご説明くださった際に、このコロナによって非正規雇用の女性に大きな不安をもたらしているかどうかというのが、全国的にはそうだけれども青森ではそれほどデータがないということをおっしゃっていたと思います。

私、普段、職業訓練を担当させてもらっている中では、やはり女性で非正規で働いている方の離職した割合が少しずつ増えてきていますので、ここは、表現は検討をする必要はあるかもしれませんが、是非載せていただきたいなと思いました。

以上でございます。

(大矢会長)

どうもありがとうございます。迷っているところではないかと思えます。ありがとうございます。

他に、今の話題について何か情報をお持ちの方はいらっしゃいますか。

資料5で皆さんからご意見を頂戴したのですけれども、ちょっとタイミングが悪くてご意見を伺うことができなかったのか、福祉の里の小笠原委員、何かご意見等ありましたらお願いできますでしょうか。

(小笠原委員)

福祉の里の小笠原です。

私どもの法人は働き方改革推進企業の認証を受けているのですけれども。それはすごくいいなど、私自身は思っているのですが。ただ、現場の意見として、やっぱり人がだんだん減っているのが現状でして、そういった時に有休をとりたい環境であったのが、だんだんとりづらくなっていくというのが今の状態なんですね。新しい人も入ってこないという現状を考えると、もっと企業が元気に活躍できるような対策も採らないと、今働いている人たちがつらくなっていくのではないかなと、一個人としては考えております。

(大矢会長)

ありがとうございます。男女共同参画という枠組みを超えてですね。そのためにも企業に活力がなければ人の働き方の改革にはつながっていかないというご意見かと思えます。

(小笠原委員)

人口減少の理由というのは様々あると思うんですけれども、なぜ女性の減少の幅が大きいのかというのがちょっと私自身分からなくて。そういうところの情報があったら教えていただきたいなと思えます。

(大矢会長)

ありがとうございます。今の問いに対してお答えできる方、いらっしゃいますかね。

(佐々木部長)

2つ話があったと思うんですけれども。まず福祉ですとか医療の現場では、有効求人倍率

というか求人に対する求職者、雇いたいという方は非常に多いんですけども、それに応募いただける方が少ないので、医療・福祉、それから建設といったところは今のコロナの状況があっても常にそういう状態が続いています。

実は観光とかも同じだったのですが、観光の方はコロナの影響を受けまして求人が減ったので少し改善したというか、そういう状況があります。

雇用のミスマッチというお話になるかと思うのですが、そこは人材の育成からやっつけていかなければいけないと、企業さん側の待遇改善ということで。例えば医療・福祉関係は非常に以前から女性の活躍に取り組んでおられますけれども、今、建設業も非常に女性を採用しよう、育てようということで必死に取り組んでいる状況がございます。

それからもう1つ、なぜ若い女性が県外に出て行くのかというのは、なぜ青森県の平均寿命が短いのかというのと似ているかなと思っています。これはあくまで私個人の感想ですけども、何か1つだけ理由があるというわけではないだろうということです。

ですので様々な方策を通じてできるだけ、一旦外に出たとしてもまた戻ってきていただきたいということで取組を進めていると。これは県政全般の一番大きな課題と考えています。以上です。

(大矢会長)

ありがとうございます。人材を育成するのはとても大変で。女性の人材バンクの登録者数も伸び悩むというところも、やはり、清水委員でしたか、ご意見を寄せていただきましたけれども、育成も大変だし、そもそも今いる人が手一杯の状態になってしまって、これ以上は勘弁してくれという状況になっていることを考えると、早急に人を育てていく、意識を変えていくということが必要なんだなと痛感しますね。じゃないと、いつまで経っても目標値を全然達成できないと思いますので。

ありがとうございます。時間が厳しくなってしまったので、あと5分くらいください。

どうぞ。千田委員

(千田委員)

まず、最初の目標、男女が分かち合い、支え合う青森県のところが、基本に戻って、全ての人個人としてと、と変えたということは非常にいいなと、すごく思いました。本当に男女共同参画の基本の部分が、自らの意思と選択なんですよ、そう思うし、個人というところで行くのは本当に原点ですごくいいと思いました。

あと全体を見て、他のところと比べると、山下さんの業績というか指摘もあるので、随分マイノリティに踏み込んでいると全体として思いました。三重県で新たに『性の多様性を認め合い、誰もが安心して暮らせる三重県づくり条例』を作ったなど全国的にも見える化が進んでいますし、今回の県のプランは、そのところに随分踏み込んでいるという印象を持ってとても良いと思いました。

そしてあとは、山下さんが指摘していた13ページですけれども、本当に女性に対する暴力、女性の方が割合が高いというのは、被害者が多いということを踏まえつつも、女性に対する暴力というだけで切っているのかと、とても難しい問題で、これからやっぱり議論をしていかなければいけないのかなと思いました。

あと、山下さんが指摘していました、これは売買春を入れたわけということですよ。そして、入れてはいけないという意味ではないんですよ。どうなんだろうということがまず一つ。私の認識の中では女性に対する暴力の根絶、暴力の種類の中には売買春というのは絶対に入っていて、入れた方がいいなというのを私は思っているところですよ。

前は、じゃなぜ入れなかったか、で、今回入ったのかというのは、国の女性に対する暴力をなくす運動の中でも売買春は入っていますし。本当にこれはある問題だと、それこそマイノリティも含めてある問題だと思うので、入れた方がいいのではないかなと思いました。

以上です。

(大矢会長)

ありがとうございます。全体として高い評価をなさっていますが、疑問ありということでしたので、事務局、疑問の部分をお答えいただけますでしょうか。

(事務局)

売買春のところでございます。思わぬところで今、議題になって出てしまったなと思うんですよ。

前回、なぜ入っていなかったかまでは、ちょっと深いところは分からないんですけども。私たちとしても売買春ということを配慮しないわけではない、当然に入ってくるものだろうと思っています。現行プランと比較をした時に、ただ目立っちゃうかなというのは気になるところで、県として新たに売買春に対する対策を何かしようとしているのかと言われると、今、具体的に思い描く何かがあるわけではない。絶対に必要な課題であり、必要なだろうけれども、具体的に思い浮かばないために敢えて現行プランを変えるというところまで気持ちを持っていけなかったと。正直に言うと、間違っただけで入ってしまったというところなんですよ。間違っただけで入ったがために、今日、ここで目立つことになってしまっています。否定はしたくないのですが、かと言って積極的に踏み込むほどの気もないというところでございます。

現状と分析のところには入っています。それも含めた女性への暴力。そして女性への暴力ということ全体ひっくるめて根絶していきましょうという作りにはしているというところではあります。

(大矢会長)

よろしいですか。

(千田委員)

根拠が見つからないということですね。

(大矢会長)

すいません、皆様から本当にいろんなご意見を頂戴したいのですが、時間をオーバーしてしまいましたので、申し訳ありません。新任のお二方に、本当に簡単で構わないのですが、何かしらご感想とかご意見がありましたら、すいません、時間をオーバーして申し訳ないのですけれど。林委員からお願いします。

(林委員)

短い時間なので、今、初めてこの会議に出てまいりました。

言葉一つひとつの意味合いというのが非常に重いことがあり、またその表現の仕方によって捉え方というのは変わってきますので、言葉を選ぶというところは重要な部分ではないかなと思っております。

私もまだまだ未熟ですので、いろいろと勉強をしていきます。

(大矢会長)

どうもありがとうございます。すいません、急にお願いをしてしまいました。

久保田委員、お願いできますでしょうか。

(久保田委員)

今、林委員からもありましたように、文字にしてしまうと、本当は含意していることが伝わらないということがありますので、言葉というのは誰が見ても誤解がないような言葉をしっかりと選んで文章化していかなければならないということを、この場で痛感いたしました。

これから私ももっと勉強をしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

(大矢会長)

ありがとうございます。他にも皆様、多分ご意見をお持ちの方がたくさんおられて、私たちも伺いたいと、皆さんが考えていることを伺いたいと思っておりますのですけれど。限られた時間となりましたので、大変申し訳ありませんが、ご意見がある方は是非メールか電話かファックスかお手紙でも全然かまいませんので、送っていただくという形にしたいと思います。事務局は、こちらでよろしいですか。

(事務局)

本当はこの場でいっぱいご意見をいただかなければならなかったのが、大変申し訳なかったと思います。いつでも、電話でもメールでも、あらゆる手段でもってご意見をいただければと思いますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

(大矢会長)

ありがとうございます。また多分事務局から、このご意見でいい?とか、こういうことですか?と問ひ合わせがあるかもしれないと思ひますので、その際にはよろしくお願ひいたします。

そうしましたら最後に今後のスケジュールについて説明をお願ひいたします。

(事務局)

お手元の資料4という1枚ものの紙がございます。スケジュール表でございます。

本審議会は、今日、7月の第1回目ということでございますけれども、今後、第2回、第3回と、あと2回予定しております。8月の下旬に第2回、12月中旬に第3回。

今日、ご審議いただいた素案につきましては、この後、女性活躍推進協議会の方にも意見照会をしまして、いただいたご意見を反映することで原案という形になります。この原案を改めて皆様にご審議をいただくのが8月下旬ということになります。

ここで再度、いただいたご意見を反映させますと、やっとなんかパブリックコメント用の原案となります。この時点で県民の皆様にもお披露目されるということになります。パブリックコメントの期間を踏まえた後、今度は12月に諮問・答申という形でもって、最終的な審議会の皆様からのご意見を答申という形でいただくということになります。いただいた答申を庁内組織であります男女共同参画推進本部で最終決定をいたしまして、2月に公表をするという流れになってございます。

ということで、皆様にはあと2回ご議論をいただく場面があるということと、まだ今日の段階のものは県民の皆様の方に直接触れるものではございませんけれども、次の審議の後、10月には県民の皆様にもお披露目をするという形で広くご意見をいただひていくこととなります。

こういったスケジュール感で進めていきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

(大矢会長)

ありがとうございます。

それでは以上で本日の議事を全て終了となります。皆様、どうもありがとうございました。では事務局に進行をお返しします。

(司会)

大矢会長、委員の皆様、どうもありがとうございました。

最後に青少年・男女共同参画課長の小坂からご挨拶を申し上げます。

(課長)

青少年・男女共同参画課長をしております小坂と申します。

本日は大変長い時間、いろいろとご意見をいただきましてありがとうございました。また、こちらの説明が長くて、皆様からご意見を聴きとれなかったのは申し訳ありません。

先ほど、議長の方からもお話がありましたとおり、随時、メール・電話等でご意見を伺っておりますので、どしどしいただければと思います。

先ほどスケジュールの方で申し上げましたけれども、これから原案を作成する作業に入りまして、また来月の下旬に皆様方にお集りいただきます。ご多用中のところ大変恐縮でございますが、引き続きよろしく願いいたしたいと思っております。

本日は大変お忙しいところ、ありがとうございました。

(司会)

これをもちまして令和3年度第1回青森県男女共同参画審議会を閉会させていただきます。本日は誠にありがとうございました。